予防技術検定模擬テスト

－解説付－ NO.107

〔共通〕 問１　収容人員が400人のホテルの防火管理者であって、甲種防火管理再講習（以下「再講習」という。）の課程を修了したものにあっては、直近の再講習の課程を修了した日以後における最初の（　ア　）から（　イ　）以内に再講習の課程を修了しなければならないとされているが、ア及びイの組合せとして消防法令上正しいものを１つ選べ。ただし、当該防火管理者は当該防火対象物の防火管理者に定められた日の４年前までに再講習の課程を修了した防火管理者ではないものとする。

(1)　ア：４月１日　　イ：５年
(2)　ア：１月１日　　イ：10年
(3)　ア：４月１日　　イ：10年
(4)　ア：１月１日　　イ：５年

〔消防用設備等〕 問１　小規模特定用途複合防火対象物に係る消防用設備等の取扱いに関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを１つ選べ。

(1)　小規模特定用途複合防火対象物とは、消防法施行令別表第１(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積の10分の１以下であり、かつ、300㎡未満であるものをいう。

(2)　10階建ての小規模特定用途複合防火対象物の診療所であって、診療科名中に特定診療科名を有し、かつ、４人以上の患者を入院させるための施設を有する場合は、当該診療所部分にスプリンクラー設備の設置は免除される。

(3)　小規模特定用途複合防火対象物であっても、消防法施行令別表第１(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しない場合は、誘導灯の設置は免除されない。

(4)　小規模特定用途複合防火対象物であっても、地階、無窓階及び11階以上の部分にあっては誘導灯の設置は免除されない。

〔消防用設備等〕 問２　全域放出方式の不活性ガス消火設備であって二酸化炭素を放射するものを設置した防火対象物又はその部分の開口部に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを１つ選べ。

(1)　階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所に面して設けてはならないこと。

(2)　床面からの高さが階高の３分の２以上の位置にある開口部で、放射した消火剤の流失により消火効果を減ずるおそれのあるもの又は保安上の危険があるものには、消火剤放射前に閉鎖できる自動閉鎖装置を設けること。

(3)　自動閉鎖装置を設けない開口部の面積の合計の数値は、通信機器室又は指定可燃物（可燃性固体類及び可燃性液体類を除く。）を貯蔵し、若しくは取り扱う防火対象物又はその部分にあっては囲壁面積（防護区画の壁、床及び天井又は屋根の面積の合計をいう。以下同じ。）の数値の１％以下、それ以外の防火対象物又はその部分にあっては防護区画の体積の数値又は囲壁面積の数値のうちいずれか小さい方の数値の10％以下であること。

(4)　窒素、ＩＧ－55又はＩＧ－541を放射するものにあっては、消火剤放射前に閉鎖できる自動閉鎖装置を設けること。

〔防火査察〕 問１　消防法第４条に基づく立入検査は、限られた時間において重点的、効率・効果的に実施する必要があり、事前の準備が重要である。立入検査の事前の準備に関する事項のうち、不適切な記述は次のうちどれか。

(1)　事前の準備では、防火対象物台帳等から用途・規模、各種届出書等の提出状況、消防同意時における指導事項及び法令の適用等の確認を行い、防火対象物の状況を把握する必要がある。

(2)　事前の準備では、過去に実施した立入検査結果の通知書、提出された改修（計画）報告書及び指導記録簿等から、指摘した不備事項やその改修の状況等について確認する必要がある。

(3)　事前の準備では、防火対象物の状況に応じて消防法令の規定に基づいた検査するべき項目を検討する必要があるが、消防法令以外の検査するべき項目については、所管外であるので検討する必要はない。

(4)　事前の準備では、過去の立入検査の結果等から、立入検査の拒否など相手方の対応状況を確認し、事前の通告の必要性を検討するなど立入検査を円滑に実施できるような方策について検討する必要がある。

〔防火査察〕 問２　消防法（以下「法」という。）に基づく命令に関する事項のうち、不適切な記述は次のうちどれか。

(1)　避難階段に設置された避難障害となるボルトにより建物に固定されている柵の除去に関する違反処理は、法第５条の３第１項により対応する必要がある。

(2)　法第17条第２項より委任されている条例基準違反の違反処理は、法第17条の４第１項により対応する必要がある。

(3)　連結送水管の送水口の前に看板がおかれ、使用不能となっている場合の違反処理は、法第３条第１項により対応する必要がある。

(4)　法第17条の３の３に基づく消防用設備等の点検未報告の違反処理は、原則として、告発（直罰）をもって対応する必要がある。

〔行政手続〕

問１　答　(2)

解説　(1)　行政刑罰であるため、誤り。
(2)　正しい。
(3)　付加刑ではないため、誤り。
(4)　行政罰は、故意による違反であるため、誤り。
(5)　科料ではなく、過料であるため、誤り。

〔警防〕

問１　答　(4)

解説　指揮本部長は、天候の悪化等により二次災害発生危険が高まった場合には、活動の一時中断を指示する。

問２　答　(4)

解説　回答できない質問については、いつまでも執着しない。

問３　答　(3)

解説　火点を中心として、風下側を広く取り道路境界等を警戒線とする。

〔救急〕

問１　答　(3)

解説　(1)　消防長に対し申請する。
(2)　有効期間は５年である。
(3)　正しい。
(4)　消防長に報告しなければならない。
(5)　１年に１回以上調査するものとする。

問２　答　(4)

解説　予防接種は保険診療の対象となり得ない医療行為である。

問３　答　(5)

解説　平成27年中の病院収容所要時間は39.4分で、前年と比較して横ばいとなっている。平成28年版救急救助の現況参照。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問１　答　(1)

解説　甲種防火管理再講習について定める件（平成16年４月27日付　消防庁告示第２号）第２号。消防法施行規則第２条の３第１項に規定する甲種防火管理再講習の詳細は消防庁長官が定める告示に規定されており、直近の再講習の課程を修了した日以後における最初の４月１日から５年以内に再講習の課程を修了しなければならないとされている。

〔消防用設備等〕

問１　答　(2)

解説　小規模特定用途複合防火対象物の取扱いは難しいと言われているので、平成27年３月27日付　事務連絡を参考にするとよい。
(1)　消防法施行規則第13条第１項第２号参照。
(2)　消防法施行規則第13条第１項第２号参照。当該診療所部分にスプリンクラー設備の設置が必要である。
(3)　消防法施行規則第28条の２第１項第５号参照。
(4)　消防法施行規則第28条の２第１項第５号参照。

問２　答　(2)

解説　(1)　消防法施行規則第19条第５項第４号イ(イ)参照。
(2)　消防法施行規則第19条第５項第４号イ(ロ)参照。床面からの高さが階高の３分の２以上の位置にある開口部ではなく、床面からの高さが階高の３分の２以下の位置にある開口部である。
(3)　消防法施行規則第19条第５項第４号イ(ハ)参照。
(4)　消防法施行規則第19条第５項第４号ロ参照。

〔防火査察〕

問１　答　(3)

解説　(1)　立入検査マニュアルにより適切。
(2)　立入検査マニュアルにより適切。
(3)　消防法令以外でも建築基準法令等防火に関する法令の基づいた項目やこれら以外の火災予防上必要な項目も検討する必要があるので、不適切。
(4)　立入検査マニュアルにより適切。

問２　答　(1)

解説　(1)　ボルトにより建物に固定されているものは、物件でないので法第５条第１項（除去命令）により対応すべきであるので、不適切。
(2)　「消防法の一部改正に伴う立入検査及び違反処理に関する執務資料について」の送付について（平成14年10月24日付　消防安第107号消防庁防火安全室長通知）（以下「107号通知」という。）により適切。
(3)　107号通知により適切。
(4)　107号通知により適切。

〔危険物〕

問１　答　(2)

解説　指定数量の10倍以上の危険物の貯蔵倉庫には、避雷設備を設けなければならない。
〔参照条文〕
危険物の規制に関する政令別表第３
危険物の規制に関する政令第10条第１項第14号

問２　答　(3)

解説　店舗において容器入りのままで販売するため危険物を取り扱う販売取扱所は、指定数量の倍数により第一種販売取扱所と第二種販売取扱所に区分されている。
〔参照条文〕
危険物の規制に関する政令第３条第２号